七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三〇　67　一〇九

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件　三一　69　三二

九　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件　三一　69　三六

一〇　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　三一　69　三七

○財務省、農林水産省

五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一　三

六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　三

七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　三

八　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件　三一　69　三七

九　中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件　三一　69　三七

○財務省、農林水産省、経済産業省

二　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件　二九　四

○財務省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件　三一　69　三八

○国税庁

一　国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づき指定した納付受託者の所在地を変更する件　三一　特7　五三

二　酒類の公正な取引に関する基準を定める件　三一　特7　五四

三　酒税法施行規則第三条の二に規定する国税庁長官が指定する物品を定める件の一部を改正する件　三一　特7　五四

四　清酒の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件　三一　特7　五四

五　果実酒等の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件　三一　特7　五五

六　酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件の一部を改正する件　三一　特7　五五

七　租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件　三一　特7　五六

八　国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　特7　五六

○文部科学省

三三　有形の民俗文化財を重要有形文化財に指定する件　三　三

三四　無形の民俗文化財を重要無形文化財に指定する件　三　三

三五　平成二十九年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　三　43　三六

三六　平成二十九年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件　六　五

三七　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　九　47　五八

三八　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件　一〇　五

三九　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　一〇　六

四〇　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一四　50　四八

四一　平成二十九年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件　一五　三

四二　平成二十九年度において司書及び司書補の講習を実施する件　一五　四

四三　選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件　二四　五

四四　国立大学法人等の国立大学法人法第三十四条の三第二項の規定による業務上の余裕金を運用することができる預金又は貯金を指定する件　二四　五

四五　スポーツ基本計画を定めた件　二四　61　五四

四六　学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する件　二四　61　七二